

令和4年度 市民の声一覧(下半期公表用)

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
2月	市民生活(暮らし)	高知市の宝物「鏡川」を子供や若者の活動の場所に	<p>私は、70歳後半の年金生活者です。私が小学生だった頃の高知市は、子どもにとって非常に魅力のある自然と施設がありました。特に、鏡川は夏になれば絶好の水泳場で、私は自宅から友達と自転車に乗り、柳原の沈下橋や南国橋の下へとほとんど毎日通ったものです。一時は「子供の国」もありました。久万川でのボラ釣り、弥右衛門でのフナ釣り、高知城の動物園、思い出せばきりがありません。活気に満ちていました。今、高知市の子どもたちはゲームに夢中です。子どもたちは鏡川から離れています。ところで、昨日(2023.2.10)の高知新聞で大発見をしました。東京に本社のある「千代田コンサルタント」からの1,000万円の寄付の記事です。私たち高知市民は、坂本龍馬やオリンピックの金メダル獲得の横山隆志・北村久寿雄選手が泳いだ鏡川、平成の名水百選に選定された美しい川である「鏡川」を誇りに思っています。私たちは、土佐山から浦戸湾までの鏡川の有効活用を図り、高知市民の手による高知市の子どもたちのための魅力いっぱいの鏡川を作らなくてはなりません。朝から晩までゲームに張り付いている子どもたちが、自ら行動を起こし眼の色を変えて鏡川に飛び込んでくるような、そんな鏡川を作らなければなりません。その為には、高知市役所のすべての部署を中心に、高知市内の企業・各種組織の協力を得るとともに、『オーテピア』の大成功の例のように、県の協力を得ることも考えられます。この活動が県下の試金石になればという夢も抱きます。どうか、市長さんの大英断で今までになかった(寄付金集めや予算組みなど)行政の取り組みをスタートさせて下さい。子育てが、私たち大人の最大の仕事だと思います。とかく行財政や建設、産業などに目が行きがちですが、それらは全て子育てのための手段だと思います。</p>	<p>企業・各種組織と連携した鏡川の魅力創出に関するご意見をいただき、大変ありがとうございます。高知市の清潔なまちのシンボルであり、市民の命の源でもある鏡川が、将来にわたり、清流として存在していくため、高知市では、「2017鏡川清流保全基本計画」に基づく様々な取組を行っています。鏡川上流域では、様々な分野での担い手不足から、自然への適切な関わりが薄れ、流域の美しい景観や自然環境が失われつつあることから、令和3年度から、鏡川流域の価値や魅力を高めることを目的として、鏡川流域に多様に関わる人を増やすための新たな取組である鏡川流域関係人口創出事業を開始しました。また、鏡川への多様な関わりを増やしていくためには、官民連携で取り組むことが有効であることから、この取組に賛同いただける企業から、企業版ふるさと納税等を活用した寄付をいただけるよう募集しているところです。その結果、昨年度は2社、今年度は千代田コンサルタントを含む4社からご寄付をいただきました。今後も、鏡川流域に多くの人が関わり、鏡川流域の価値や魅力が高まるよう企業をはじめとする多様な主体と連携・協働しながら取り組んでまいります。</p>	新エネルギー・環境政策課
3月	市民生活(暮らし)	屋外広告物の押印廃止について	<p>屋外広告業の登録申請について、高知市のWEBサイトを拝見し、押印を省略して提出しましたところ、押印を求める指導がございました。このようなサイトが公開されていなければ押印の上、提出していたのですが、これにより登録までに不要な日数を要することになります。「屋外広告物及び屋外広告業に関する申請書や届出書等の様式から「印」の字を削除するとともに、押印については省略できるものとして取り扱うこととなりました」という表記は著しく誤解を生じさせるので、先に述べた「押印が必要」との指導が正しいのであれば、表記を修正することをご検討ください。</p>	<p>「屋外広告物の押印廃止について」ご意見をいただきました件について回答いたします。ご指摘の文面は、全ての申請書や届出書等の様式に押印不要と誤解される内容でありましたので、以下の内容に変更することとしました。 高知市都市計画課 都市景観ホームページの内容変更 【ホームページ変更前】 「高知市では、令和3年12月6日以降、屋外広告物及び屋外広告業に関する申請書や届出書等の様式から「印」の字を削除するとともに、押印については省略できるものとして取り扱うこととなりましたのでお知らせします。なお、申請等に関する手続き方法を以下の方法とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。」 ↓ 【ホームページ変更後】 「高知市では、令和3年12月6日以降、屋外広告物及び屋外広告業に関する申請書や届出書等については、押印を省略できるものとして取り扱うこととなりましたのでお知らせします。なお、誓約書など一部の種類につきましては、本人による署名若しくは記名押印が必要なものもありますので、ホームページ上の様式をご確認いただき、注意書きに沿って手続き下さいますようお願いいたします。また、押印の省略に伴いまして、申請等に関する手続き方法を以下の方法とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。」</p>	都市計画課